

## 5. 学生教育研究災害傷害補償制度及び付帯賠償責任補償制度について

本学では、学生諸君が健康で快適な大学生活を送ることができるよう、日頃から安全対策には万全を期しておりますが、何かのはずみで授業中、課外活動中あるいは通学途中の事故により傷害を被ってしまう場合もあります。このような、諸君の教育研究活動中の不慮の事故等に備え、本学では大学が保険料を負担して、全学生が学生教育研究災害保険及び付帯賠償責任保険に一括加入しています。(各自で加入手続きする必要はありません)

これにより、学生諸君が大学で授業を受けている間や休み時間中、大学行事への参加中、クラブなどの課外活動中、さらに通学途中などで万一事故により傷害を被ったときもしくは賠償責任を負ったときは、その程度に応じて見舞金等が給付※されますので、すみやかに担当教員、学部等事務室又は教学センターへ申し出て、手続きを行ってください。当保険の詳細は、新入生オリエンテーションで配付の「加入者のしおり」を参照してください。

【※保険金は本学引受保険会社より直接振り込まれます】

(事故発生後30日以内に保険会社に通知をしなければ、見舞金等支払われない場合があります。)

(対象となる事故等の範囲)

(1) 正課中	講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間
(2) 学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種大学行事に参加している間
(3) 上記以外で学校施設内にいる間	大学が所有する教育研究のための施設内にいる間
(4) 学校施設外で大学に届け出た課外活動中	大学の認めた団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間
(5) 通学中	住居と大学施設等との間を往復する間
(6) 学校施設等相互間の移動中	授業、学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間
(7) 臨床実習中の針刺し事故等 (医療関連学部のみ)	臨床実習中に、針刺し事故などで感染症の病原体に予期せず接触し、感染症予防措置を行った場合

(見舞金等の種類と金額)

事故等の範囲	弔慰金 (死亡の場合)	後遺障害見舞金	医療見舞金	入院加算金
(1) 正課中	2,000万円	120万円～ 3,000万円	治療日数1日以上 3千円～30万円	1日につき 4,000円
(2) 学校行事中				
(3) 上記以外で学校施設内にいる間	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数14日以上 3万円～30万円	
(4) 学校施設外で大学に届け出た課外活動中				
(5) 通学中			治療日数4日以上 6千円～30万円	
(6) 学校施設等相互間の移動中				
(7) 臨床実習中の針刺し事故等 (医療関連学部のみ)	—	—	1事故につき 1万5千円	

(対象とならない事故等の範囲)

故意、闘争行為、自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、核燃料物質による傷害、山岳登山、スカイダイビング、その他これらに類する危険な運動など。

また、いかなる理由にあっても頸頭症候群(いわゆる「むちうち症」)または、腰痛で医学的他覚所見のないものや急性アルコール中毒症などの「教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故」の条件を充足しないものも対象となりません。